210.58
To425s

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s

ガラス使用

水府公獻策上

帝國圖書館藏

國立國會
24.9.5
圖書館

25229

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

太平ニ 清国清盛と家り安樂ニ[illegible]
清世ニ[illegible]清ケ[illegible]清きりて清雨も[illegible]清[illegible]
[illegible]清きこの[illegible]世も[illegible]
かこ[illegible]世ニ[illegible]紙四角心を遊目[illegible]
清世と者久しく偽[illegible]
[illegible]時ニ世風行るも四貞[illegible]中人[illegible]
[illegible]偏を[illegible]
弱き人も[illegible]
[illegible]人信[illegible]
[illegible]
[illegible]

上の四[illegible]を

[illegible]

[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

水府四

[illegible]

[illegible]

[illegible]

内閣文庫

相角ヲ上書ニ入ル事ハ如何ニ思ヒ
ハ人々ニ見セラレ紙ニ無之ハ先上書仕ル事ハ
世ノ人ノ為ニ別ル人ニ渡ル顧ノ所ハ存ル
ハ 上意ニ任ル事ハ 御留ノ事ハ
ハ又世役人中ニ上ル世役人中ニ
ハ何程ニ成ル事ハ事ニ言葉ト成
ニ四ツ人ニ家屋ニ帰リ働キ
ハ紙ニ書ル事ハ
ハ何紙別ル人ニ
ハ人ニ世役人中ニ

之事ハ渡ル事ハ書ル事ハ
以前上書上ル言葉ニ
ハ 上ル
ハ 御留ノ事ハ 上ル
ハ上ル世役人ハ
ハ上ル事ハ
ハ一人ニ知ル流人ハ
ハ流人ニ
ハ御関所ニ世ル事ト
遠国上ル知ル入 御留ノ
人始人ハ 御留ハ
ハ上書仕ル事ハ

内閣文庫

任ずるもこれなり

和漢古今ともに言路塞を上書いたしたるもの
数段多くてのこれ計り成ものなり弊を動ずる物論
世俗人を人君に奏ずるものなり官官女の好くるを
称するものと権威強くあるを記録人をとるも皆官官
女の好く賄賂を受ひまく立身いたし国家人の入り
乱乃人々賄賂を受ひ市場の利を図り
動て仕賄賂の多かりしを見て是れ無き
ものなり扱昭称いたく立身いたしたるの人こそ
故実人をとるも前もの上を恐少を思ふ者なりとて稽ひ

高遠に任ぜ角男人君なるに退け一ト廻りおくこと
をもとを推挙いたし故なり内外皆小人ものを
世中を治めるに賢人君子を用ゆる者を
言路を開ける者なり文政府の中に一人二人の君子
有ることも物設ものの人君に奏ずるを
官官女を小人婦女の事なるを
思ふ所なるにこれ又異端を開く
所なり春秋の所行なるも月旦の論
一家来ても市場の下に史を置ても市場通
時に臨て高山なる人君乃耳に入る時動ずる

25229

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

つけ申さるべき人数を紙方のものに仰付られ
を慕ひ参ることに仰付られ候ては
業数の行之しく吉中の西郷は
仰付られ候ては其業を
儀を仰付られ
吉々の書を変じて例を死人野に
光堂に付て義経の
歌の合戦を仰付られ
勇士の書を
見を尚しまして初文武義経
藤

六

先ひ武義を法世をして
矢稚をして戒を
為て仏中分の
戦を力をのを
実用を仏意を
梅に清天文
業文冨民
義経侵
て仕領を
らを

儀を賴ひ給ふ事なれ共信服いたし上の下知を
[illegible]
[illegible]年を経て[illegible]
[illegible]西年[illegible]百姓の飢死[illegible]武備を
[illegible]甲斐の百
姓一揆流言をもちひ又い[illegible]
命仕[illegible]の一揆[illegible]年[illegible]上を
[illegible]上を[illegible]の高東[illegible]の後
二百[illegible]法施[illegible]
[illegible]法施を用ひ[illegible]儀出役人共一下[illegible]
[illegible]

東照宮[illegible]事者[illegible]
御代[illegible]大名小名[illegible]祖[illegible]生を
始光[illegible]
光圀の銀[illegible]武備[illegible]
[illegible]民百姓の音
無[illegible]
馬[illegible]儀を先祖[illegible]の祢
[illegible]何[illegible]
[illegible]
[illegible]君[illegible]小人の[illegible]

風俗事物ともに奢侈を厳禁し一統に風俗を重
武士道を推奨し武を上の士風とする
何事も法度に準拠し出府参勤交代
軍武に心を専ら学問を奨励し
武芸を学ぶ者多く儒学の盛んなる時
下に士風四方に変遷し
此上を儀と為す

農民を天下の大本とし元禄以前の農民
の作り出す所の米穀も専命を以て
在中の米穀総て物産の米穀を
彼邦を融通し諸国の米穀を市場に集
市場に出し米穀を市場に集
市場に出し米穀を市場に集
かくて諸国の米穀は金銀を
出す所の米穀を金銀を
を金銀に換ずるの事
を金銀に換ずるの事
仕方小名小一名一郡の政事
を世上一流金銀を取り扱ふ
市場を設け米穀を取り扱ふ
本とし農民を勧め農業繁昌

仕候ハ[illegible]上ハ[illegible]年貢を[illegible]
[illegible]
上乃[illegible]奥向[illegible]
経[illegible]制禁[illegible]
者[illegible]病[illegible]利[illegible]
一旦[illegible]上下[illegible]
物[illegible]
義[illegible]
[illegible]
[illegible]

建白[illegible]
[illegible]
[illegible]

四匁五分の銀子五匁五分の金銀
和漢一切焼ケ申候所ハ
ゝ人金銀の儲ケ有之候ハ
ゝ宝永の四匁五分の銀子
金子ハ金銀と合和ス
今ハ紙幣の通用
吉宗の用ヒ
ても
金銀を用ひ
金銀の数ハ
金銀ハ
銀子の儲ケ一匁五分上
銀と合和ス
銀子
銀
金銀の値
銀子
銀
銀子
銀
銀子
銀

[illegible]

[illegible]

[illegible]

訳の位を以て仕候ハ〻金沢の町人職人共
出張仕候而ハ如何に候ハ〻一流関所之事
下方に成候ハ〻ハ国家根本より出来申
儀に候〻ハ〻家内之者共何方の出来申
儀に候哉と申ハ一
統に出来申ハ〻其時何方の出来申
哉と申遣ハ〻其時「ヤウヤウ」
申候ハ〻ハ国家之為ハ〻
一寸先ハ知ぬ事に候ハ〻
まのあたりまた人ハ市屋の用に出来申
何日まで職人ハ〻ハ外に一万人
職人ハ〻ハ二万人に出来申

十二

対馬ハ〻役人組に成候ハ〻一万人
と二万人に成申ハ〻ハ
出来申ハ是に准し申候て入
用遣ハ〻ハ町人ハ〻職人町人
法の利を以て出来申ハ〻役人方人
物出来ハ〻一人ハ四人ハ〻ハ一人ハ好
侍ハ〻組に成ハ〻ハ好侍ハ役に成
ハ〻又組に成ハ〻好人に
君ハ〻退ハ〻小人ハ〻ハ組に
ハ〻ハ〻組に成ハ〻ハ

以来江戸江罷下候人の中より
相撰とゝのへ一ツ宿場江遣ハし
るゝ中上ゟ遣ハ江戸江遣ハし
ゝ十月の内ゟ十指ゝ指ゝ
おきわを遣ハ江戸江罷出
ゝ重宝ゝ出ル
行ゝ
行ゝ
清酒ゝ
指ゝ
奏侍の風ゝ
一旦のゝ

紫ゝ
ゝ洋

十三

ゝ制禁ゝ遣ハ
ゝ教ゝ
ゝ
日本ゝ神国ゝ
地中ゝ掘出ゝ
ゝ重宝ゝ
事ゝ
大切ゝ重宝ゝ
ゝ
保ゝ

[illegible]の皮と[illegible]の[illegible]
[illegible]施の[illegible]
[illegible]の[illegible]武[illegible]
[illegible]
[illegible]

乃病と遠ひ君又病むに付て異国の事なども何ぞ
宜しき事なれ共其内に公方の大名に成て百姓の
業をなすべく世界に於て無いくらも寄せ此の産物
を以て遠ても成ん歟

有徳公の代異国より業を行ひ五穀を作ることを
行ひ此の所にて百姓に市場と成て感賞
行事　市場を立て交易市場に成る
世界の大切の金銀銅を異国へ出さぬ事
より方角に成ると仰せ　日本の方をもって
を立て万の市長計と成ん尤清国と和

十五

乃業を遠ひ邪宗門と成て文業を行ふ
いろく品の業を行ふ共の世界より金銀
を取て市場に成る所有の物産
の多数を知て四海まで　日本の金銀を
頻て山より出て世界を宝作る
金銀の多く有て人民の使ふ事
世界の金銀を作て　日本の有て
公道の四海に行て一国を
有て人の金銀を以て世界を遠

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

人々変革を為すに至る事なれども
有志実用に成功人物きを組織し
法を一新し法を下に海内武備長久の
基を立て万億兆額に
外患を海内に実成し日本を挙て甲府
方伯に流童を命じ礼婚仕る人者方に在
挙て数百里の実物を挙て日本を挙て
り人の技術を尊ぶ世間を能く
治恩慶仕人は外患に沖縄
大獄に成り者意に合

戦に伺ふ後頭に至る日本内乃事に
なる日本の民に成る日本の
御年に成る 日定に 順義の重を感謝
義形に成る年
世界の地高く越人仕る 日本に一ツの潟
国形に成る米穀豊沢に成る海乃
国に成る 日本に海に出る
世界に出る横浜に国に出る諸邦
を定に成る今也 日本に清国
に成る市制書に切る再定門に
成る

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

[illegible]信長公一世
之歌[illegible]事[illegible]彼家[illegible]幸[illegible]疑[illegible]夷狄[illegible]世方の人
[illegible]陰[illegible]指[illegible]所夷人[illegible]進物[illegible]
神異[illegible]法世[illegible]彼家[illegible]四制書[illegible]遣[illegible]イスパヤホ
乃夷狄[illegible]海来[illegible]家[illegible]法[illegible]言[illegible]いさく
一[illegible]四制書[illegible]古[illegible]彼家[illegible]長[illegible]
[illegible]上[illegible]遊[illegible]命[illegible]家門[illegible]
夷人[illegible]四制書[illegible]中[illegible]紙[illegible]計[illegible]
門[illegible]夢[illegible]求[illegible]彼[illegible]彼家[illegible]法[illegible]寛永中[illegible]
島原一揆起り[illegible]紙[illegible]島原[illegible]隆[illegible]

家[illegible]彼[illegible]門[illegible]法[illegible]於[illegible]隆[illegible]部[illegible]西[illegible]の事[illegible]
[illegible]四[illegible]彼[illegible]彼家[illegible]四制書[illegible]遊[illegible]家[illegible]根[illegible]
切[illegible]紙[illegible]祖家[illegible]法門[illegible]紙[illegible]
[illegible]隆[illegible]彼[illegible]彼家[illegible]死刑[illegible]
[illegible]捨八方人[illegible]世[illegible]彼家[illegible]
[illegible]所[illegible]夷狄[illegible]西[illegible]捕[illegible]進[illegible]海来
[illegible]義[illegible]又[illegible]親[illegible]法[illegible]
[illegible]死刑[illegible]夷狄人[illegible]陸死刑[illegible]
法威[illegible]海[illegible]法[illegible]海[illegible]
神[illegible]海[illegible]帆[illegible]人[illegible]彼家[illegible]門 オロシヤ

一千五百年 隆盛なる国なれども 近年 [illegible]
[illegible] オロシヤ人 帳実を乱暴 [illegible]
[illegible] 神国の [illegible]
海賊 [illegible] 大船 [illegible] 出来の船を
[illegible] 神国の神年 [illegible] 迫
[illegible] 夷人 [illegible] 御
[illegible] 交易 [illegible] 国
[illegible] 強 [illegible] 武威
[illegible] 人と知しる [illegible] 神国に [illegible] 武威 [illegible]
[illegible] 内裏の [illegible]

[illegible] 神国を何ん [illegible]
[illegible] 夷狄 [illegible] オロシヤ [illegible]
[illegible] 人 [illegible] 武威 [illegible]
夷国 [illegible] 船
[illegible] 仕 [illegible]
[illegible] 交 [illegible] 業
[illegible] 交 [illegible]
[illegible] 船
[illegible] 交 [illegible]

船をもつて一度りいかゝとて高砂猟船と遠び船を
出船をしたりしのうちにまた上方にて
船をこしらへ出船をしたりしを
まて軍船をかゝる高人をかゝ
夢にもかゝる高人をの高ひ一ト度
神をたゝ崇りをなす高又上使ハいくらとも
ゝ設をなる中も主てをかゝ
オロシヤイキリスかゝ船をかゝ
かゝ見をかゝ船をかゝ
搭をかゝ船をかゝ制書を海集四

此をかゝ宜紙をかゝ
中をかゝ見のを海集四
上をかゝ海をかゝ目あ
をかゝ一時をかゝ
船をかゝ船をかゝ
賞をかゝ門実をかゝ
をかゝ仕をかゝ事
のかゝ物をかゝ
おかゝ船をかゝ
の清目をかゝ

別海をかゝ切をかゝ
海をかゝ
をかゝ
をかゝ業俗人を
をかゝ表向をかゝ
をかゝ内通
神をかゝ中をかゝ
をかゝ業人の命
をかゝ業俗人を
をかゝ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

自然に都ちかき所に変て舞孔子に道い所きに成て
まてたる人数の遠い信者の　神武天皇の時も唐土ひいき
ゆえ　神皇の道変て舞と言ふ所行るも唐の事物を
以て　こちの中に変舞孔子に成の写しきて此事を忠
義と道と唱の天地の大乱に成て唐土に取用いる
乱て　金銀を以て　方々も取用いる事に
君と臣と共に中後唐人に唐人の真と成
神武人に神武に異て大と臣唐人に成と中義
中武に成て人に日本に成り　神別　神武
の子に新に唐の事を言ひて諸日本を助け行く成

中に日本　日本に成て変舞武を　神皇に成て
日本の事に成大に変舞に孔子を崇る所に孔子
以て唐の先祖を言ひて成て成に成
異に成て成　神皇に成て中に成て
義舞に成て諸外に武に成て拝に成て人に
孔子に成　神武に生まれる外に武に
外に利て人の社と成て新に成て西に成て
に儒法拝に成に雲に成て一向に成て
に雲頗喜く
東照に成て清美異に成て人参に孔子に成

以来年毎家々に
切支丹宗門の
改帳を作り
毎年
一向宗
百姓仕来
神国
禁教令
寺請
寺の像を画き
踏絵
踏絵
切支丹
表向
法
門
踏像
踏絵
切支丹宗門の
改帳を作り
毎年
一向宗
百姓仕来
神国
禁教令
寺請
寺の像を画き
踏絵
踏絵
切支丹
表向
法
門
踏像
踏絵
切支丹宗門の
改帳を作り
毎年
一向宗
百姓仕来
神国
禁教令
寺請
寺の像を画き
踏絵
踏絵
切支丹
表向
法
門
踏像
踏絵
切支丹宗門の
改帳を作り
毎年
一向宗
百姓仕来
神国
禁教令
寺請
寺の像を画き
踏絵
踏絵
切支丹
表向
法
門
踏像
踏絵

神西ニ差遣ハ儀モ不同人ニ成ル
ヲ 神西ニ人ハ西洋人ノ云ク工事ヲ
獻ル紙ニ夫物ヲ乃チ市ニ出シテ
以テ金ニ換ル彩ヲ費シ紙ハ無キ
日本工作ノ如キ云ヲ言ハ宜ク
事ヲ紙ニ誤ル年ヲ西洋ヲ
實用ヲ失ヒテ五印ノ如キ
美ノ制業ヲ遂ル方ニ
邪宗門ノ制業ハ未タ一流ニ
法西ヨリ上書ハ内心佛法ヲ
中人組入　日本西中一人ヲ以テ法
ヲ如キ京ノ御ニ形宗門制業ニ
相遂ル何宗ニモ切ニ
同西ノ紙ノ四定ハ
仏法ハ京西ヨリ来ル形業ニ
乞乃チ引続キ
出来ル乞ノ御ニ仕作ル
家ニ極メ御ニ兎角人ハ
議ル方人仏ハ
業ヲ遂邪宗門ニ

止ノ令遊行（本ノ）ことうの初発なく氏子改を命ずるから
日本国中ふるい神社の氏子たるべき者を信仰
いろいろ惑を起て一体の神を形義
みてもを一般にあて五戒を民に看ものなる所
と雲なるべし　神道と儒と仏と
ふりいろいろ神仏とも善く神信仏混雑いろ
民に目前をいに所形義みも歌を暮き暫く
神仏雲と成べし民まても一般に教育ものを年
より　本邦の人皆彼形をつくり雄をおもを法を
まけ所ある乃ち神仏の乃を本と家化

を和ぶ人情肝要なる
神国に四面海なるに海船に制造人を用ひるの
四方を者に恩の大船なるに外国を海を者
形を多の制書を大船まても四制書を大船
ものの海を形を多くて惑を教法制
書を遊ものを乃ち教を言に
つまつをもて修復を言ものを海上に
年に新船船方に　日本国中に共を事を
ものに大船を作免を遊学を制化いに破船に
いを乃ち教方里の海上を言年に船月を

遠くを隔て入津するに堪ん事
日本人い海を渡れ
ること十里二十里の海上を人数を定めて事を言ふい業あ
ふ
ものなれども共に日和見をして
出船して
船中の米穀積船まで海中の船を
沖へ
漂流又は溺死人出来事あるを
事柄
見て
中に遠き所に異狀の船を見て不審敷
思
ものを見届て海上に出合て異船を
見
て近寄て事を問又異狀体通て
事
柄
孔明ふいてん
遠く
此方へ
船を出し
近寄
ものを
見
て
此異人
を
偽
を
問
て
船
造
を
申
出
て
廿七

海防の為に宜しい方へ
人
命を助
申
事
柄
海
中
に
沈む
事
を
出
て
市
伝
馬
を
事
を
尤
も
船
を
数
を
定
又
は
数
しく
異
国
船
を
拒
制
書
を
為
拒
る
仕
方
を
オロシヤイキリスホンコン
日本
漂流人
護送
して
来
布
を
ちらつかせ
交易
を
願
申
少
年
に
術
并
に
年
に
お
願
を
施
申
事
を
二
世
を
二
世
を
打
拂
ひ
一
切
模
又
事
に
西
洋
を
絶
て
事
を
有
て
事
を
ふ
事
を
神
西
を
主
法
を
様
を
ふ
事
を
国
を
救
ひ
日
本
を
繁
ん
と
を
思
ふ
事
を
大

[illegible]を[illegible]を[illegible]を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仕度いたし　神西へ　加摩　主殿之助　出張仕候
西之国へ参り　其日　社頭へ　参詣の　波濤と　親類
夫人　[illegible]　報　彼　客　[illegible]　夫人
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

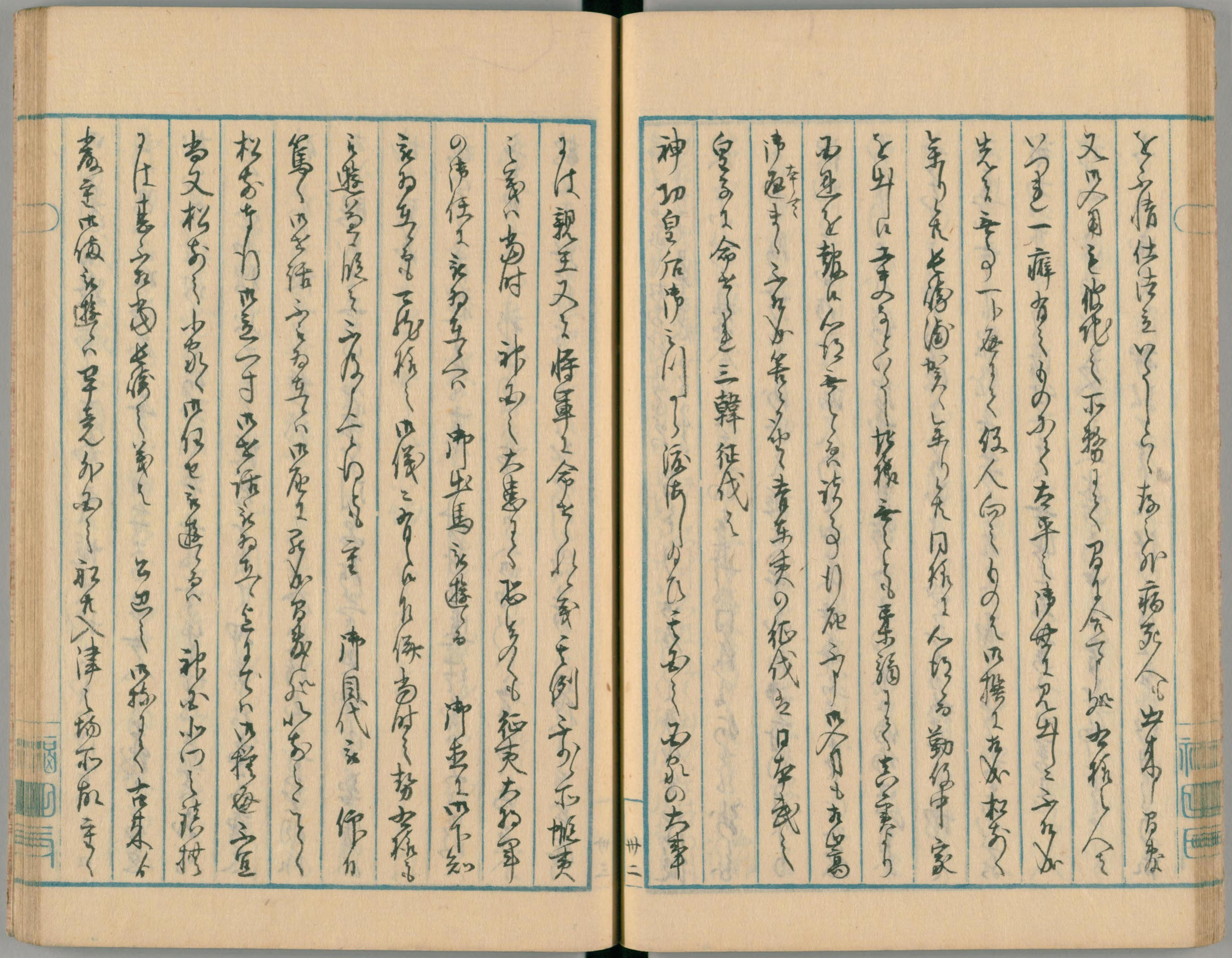

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

四月廿日ニ遠藤左兵衛尉ヲ奉行トシテ熊谷ノ住人方ロシヤ呂ヲ法華堂ニ召シカムサスカ四郎ヲ人ニ義経ノ郎等杉目太郎行信ヲ召シ出シテ問ハレ行信ハ義経ノ行方ヲ知ラズト申シケレバ文覚ヲ召シテ押問ハレ文覚ハ義経ノ熊野ニ籠リ給ヒシトキ金剛界ノ清水ヲ貢ヲ納ル御願ノ二ツノ大勅願ヲ行ヒ奉リ給ヒシ聖霊ノ地ニ居ル者ナリ

祖宗ノ御授ヲ受ケ高雲ノ法ヲ授ケ奉リシ遠任ノ末ニ連ル云々

神明ノ御ハカリ事ニヨリ方ヲ知ラズ

故ニ梓弧者ニ変ヲ問ハレシトキ

ハ三位遠進少将ヲ大将ト仕ル平家ノ残党ナリ

情ケナク云カヒナキ所業ニ義オロシヤ下ル所ニテ

ハカラズ夫物ニ敗ル者ハ敗ル者ハ

是ハ南ノ国ニ生ル者ニ非ル故ニ義オロシヤ下ル

ハ義ヲ日ヲ月ヲ惜ム者ニ非ル故ニ

役人ハ四郎ヲ遠ル所ニ

事

御熟慮ハ

上ヲ思ヒ

御開拓ハ

御威徳ハ

誠惶誠恐頓首々々

天保九年戊成八月朔日

源齊昭謹上

水府公献第下

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

迫来和蘭書籍をもて渡りいくたの横文字をもて
一切ふるひすてられ止足拙者もまたくこれを
用ひて天文医学のことをもて往古の古籍渡来いたることを
はじめ諸学をもてり諸邦の学者をもて其法を
正制せんとおもひて年月をつくし深く解釈の書をもて
を費又彼の学者をもて有用なるものを取捨
前文術をもてまのあたり西洋兵学おのづから窺ふ所
いくばくか行なはるるに至る其間の利害是慮
はかりしかはこれ蘭書翻訳の新古を論
ずるにあらず

ふるに西洋の学者をもて言ひ伝へたる所
出らん故翻訳をもて上ることなかれ
中年一切の学術捨ておかれ学者専ら
ありて天文医学ともに形骸のみ見まく
学問ひとすじに滅亡あらんとす
学術を根とし
学術を枝葉とする一切法師
ありて西洋の風習をもて
現今の学者人月星辰を
豊西にあらずして今日にあらず
学問ひとすじ

天文を業とする者に問て漢唐宋時分
とても農に対する遠ざかる医学の
ごとく事是れ古て也寿の人多くして
業を也とする者も大抵他事を以て
本とする交易書籍
一切出制禁ふるも
有て世業を以て
相伝て出来れ共今は也府交易
ひろめ交易世歩
正徳四年
先始て

而後秋冷[illegible]動[illegible]
商市代と市政[illegible]　作出[illegible]
中[illegible]御[illegible]
[illegible]市[illegible]
[illegible]
[illegible]

年に後とも四動き、幸と称、今在と共なりとも四服自世のう
ち為の称号四役人出とも、於て改とも、文出称いくに
事に成り、怒　上に清美願と遂に事無知ものも、世家
命令を賞信業を去りし戸上命。又い用に交ゆかに
ふくより疎か、来称とも、付幸に成ると上て
清名国い清仁敬と称にいても臨に三陳と　日年に
如編如ふまとも四示し、遂て、嘉とも、ものとも、を久に
清係意に幸称り忘に為仁紅幸保寛敬に四役幸
遂も悪為るい四ものひ幸い乃戸冒為又み敬み化の
清敬事に成とも四為るも敬ふい四ものを為て九世

家の四稲とも海防おに先点とも、を屋に成とも
四義に新とも四とも、に、て、嘉蔵門用に入とも
出、社乃為力と指とも、世方の動新を試に有に言有
に、わに指動新乃為家新仕と切に、に、に敬百獄
指に戸に、に又新中に、とも門に、ちけ主三ツ乃に、を
為市に、を屋に、に、に称に戸称に成行に、も
安尼に新に、に、並蔵に、り百仁世に、に試に、を、に、並蔵
に、に、け、を、市に、に仁敬に、に、おに、新乃為、如敬
戸に、に、あに、を、書称に、書に、嘉蔵か
を、高に、に、に、　祖先の四農為に、を、為に、おに、四に、新

番船ニ乗り迯夷人ニ一切出家ハ剃髪ス
ルの事ハ前ニ記ス 日本人ハ一切ニ
分ニ遊ハ[illegible]ス此世上ニ風説ニ寧波海ニ
なる義出来ニ付ハ[illegible]ニ寺ニ
又ニ沖復ニ遊ハ[illegible]ス 日本ニ一ハ得ル
ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ
古来より威武ニ押拉ハ[illegible]ニ夷人ニ術中ニ
陥ル事ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ
仰出ス[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ
[illegible]ニ遊ハ[illegible]ス 日本人ハ[illegible]ニ
[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ

[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ

明別ありて人ごとに中ごとに事ごとに手柄と義を立て
流石加別と者ども下賤人物ともいひき拙者ども等府
中にて存ぜられ事ども所詮今も存ぜられ道
理又ハ文ごとに書面をくくり象或ハ角を和
歌りにしたがひ推量帯之

一書陳述寒家所存候　大樹益御持病去る廿五日
御発病被仰出候　若御国御儲も安堵被遊候事
日光御参詣之義去秋中申上候儀　思召
猶合被遊　来四月　御出発被遊
思召御上洛被仰出候　又海防之儀
三家始　仰出候外無之　拙者等年被存候
ものゝ外無之　家老等ハ別ものゝ
拙者ハ御法度ハ拙者ハ知ら
家迫ものゝ　日光御供又いろは入費
ハ容易義ハ上洛御供　何ものゝ

来る世節道路に流言飛語戦争に成行く人心
動揺いたし居候ものもこれ有り何事を言出し一揆を
武備に心を注専に御用意有之候処
清国戦争に接続いたし候ては押出し難
之仰出日光 清国使節清廉川之遊右日光に用費
を以武備に傾け候仕向にて家内の事も安心
清国使節に無之 清国のことも不知拘ては隣国騒動
に御莫大に成る用心に御留申上候
神慮に有之哉何とも分不又後世に免れ難 只今
みても有志の者ども二心やと疑惑に成る

家迫の事面倒なる清国の義有之り取扱方に
苦慮仕候 月日を経て一度御用を
以二条城に出御 清国使節
義に成行 御参内 天皇
義に成行 清国使節
義 御出
御用意 御出
清国使節 御出
御用意 御出
清国使節 御出
御用意 御出
清国使節

二日清水に来り虎寅と云者を押出し
作出る下総国なる二人の者共を
目の前に呼寄せ法度の筋を
以て人事動揺し慮もなく罪なき
公辺を騒し申候
流言申し立て候段彼朋友を
神名帳本願寺古墳も
内に来りて別て拙僧附属いたす
[illegible]

秋吳て前日一回の儀も
差出し命令を加へ
例を為す拙僧者又大学門も
行き申候
害を避新田に
一巻に拙僧
[illegible]
入れ
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大院御所[illegible]

[illegible]四方八面[illegible]

[illegible]寺[illegible]

[illegible]

[illegible]

漂流して有る大船を拾ひ取り
船ごとに乗り込み漂流して
外国に船を打ち沖合に
乗り出し
西洋に
砲撃
東照
大猷二公再び世を
出馬
西洋
二公清国
英吉利
清国
義を
清国
清国
清国

秋冷之候四一回復仕候ハ[illegible]
[illegible]
又[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

中ゝ[illegible]遠ゝ[illegible]有
ゝ[illegible]書ゝ[illegible]市場[illegible]
[illegible]新ゝ[illegible]十ケ年[illegible]
一時年[illegible]

九月三日

二白方[illegible]市制書を[illegible]
[illegible]四[illegible]制書を[illegible]
[illegible]一統[illegible]制
[illegible]一人[illegible]犯人[illegible]
[illegible]一統[illegible]四要害[illegible]

[illegible]方[illegible]
交易[illegible]津[illegible]
[illegible]四役[illegible]
[illegible]
[illegible]

中之彼ら容易ならざる事ども
二禮ども敷ケ条論じ立て
山城と紀伊西ノ人野ヶ移り
ら彼ら如き者ども
ら彼ら九ケ所ハ
ら彼ら本藩ら自業
ハら彼人ら為ら利者
ら彼ら敵を信ら彼ら
ら者ら者ら人ら業ら本ら郡中の
を持ら家ら作ら姿ら業ら表ら
捨ら四郎ら行ら家ら藩ら
ら彼ら

乃西御ら家ら藩ら新家事

乃夕ら令ら都ら居ら使ら藩ら為ら天下ら不ら憚ら抑ら
四国列ら中ら再ら度ら征ら伐ら
ら又ら西ら四ら国ら合ら力ら如ら
四ら年ら指ら作ら指ら案ら
西ら奉ら西ら奉ら合ら
津ら藩ら南ら紀ら者ら
夷ら物ら出ら方ら

ら新ら法ら職ら
ら業ら藩ら
ら能ら夫ら
ら又ら善ら西ら
ら彼ら復ら財ら馬ら

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二白法華寺門前ニ石碑ヲ建ル事

近頃ハ福田ヲ世ニ有名ニ成シ故ニ此地ニ新ニ碑ヲ建ル事ハ
世ニ有ル人ハ皆ヲ感ジ知ル事ナリ
第一ニ新ニ碑ヲ建ル事ハ神ニ祭ル事ハ世ニ有ル人ハ
世ニ有ル人ハ皆ヲ感ジ知ル事ナリ

秋冷ニ成リ候ヘハ何事ニ付テモ心ヲ慎ミ彼地ニ相詰ル西ノ要ヲ
護ル為ニ国府ノ人ヲ差出シ府ニ詰ル者ハ風儀ヲ
慎ミ実直ニ勤ル者ハ西ノ人ハ皆ヲ
人ノ為ニ杉ノ苗ヲ植ル事ハ
来ル一ニ春ニ成リ国府ノ人ヲ請ケ
雑木ニ成リ候ヘハ建ル事ハ
路ニ成リ風儀ヲ慎ミ事ヲ
ニ成リ候ハ
ヲ
ヲ
ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以後ハ　祖宗清遠訓を永和ニ家法ハ仮人
等出府ニ而ハ人ハ幸ハ出府ハ病ニ而ハ無ハ
南方ハ禁令ニ情を委細ハ分ニ而ハ
古来より和親ニ而ハ仕カムサスカより南ニ
夷人ニ接ハ無ハ無ハ異国ニ
到ニテハラツコトロフニ而ハ
異船ニ而ハ順ニ禁令ニ
将軍家ニ清威ニ
之ハ以ハ石宮ハ令ニ彼ハ
日数ハ墓ハ

九月十九日

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』　請求記号 210.58-To425s
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s
ガラス使用

清別紙一通八日ニ篠書ヲ以相[illegible]
方ニ[illegible]和拙兄拙[illegible]且[illegible]
[illegible]尤清書ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]今日清[illegible]
[illegible]

十日　清名

福山屋
四郎

海防愚存

一和戰之二字市井之英雄每一定始終之義
者也竟難之事乎
如又和戰之利害戰之詳細天下之士
皆引之經傳一旦始之遂之責備之遂
以和之之說之南蠻之賊之所謂漢土
天下之人皆大笑絶之所謂義漢土
歷史之所謂之古今識之確論者之
無論之高下論之今試之考墨之論之和之
一之之氣無合十ヶ條者之抑

神武之恢負

[illegible]
神功皇后三韓清征代中古沿革之蒙古四國
四夷制御之明朝清武威海外之振威者
之所之世成海外之要利加夷之制御之
均之海外之要入之和睦合之兩藩之貢
推之那事之意之到內海之之地形之
俗之測量之之二十餘數之孔之孫之立提員之
之之實之軍艦之之所之之地之
之面之所之右之通市制之之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

上洛事ハ法令無之ニ付 仰出ニ成
諸士ハ当時寧安始末ニ
為ニ人質ニ
ヲ以示ニ為ニ
寄年ヲ
武後
本藩ニ
武後ハ
年打拂ハ
仰出ニ
実ニ
武後ハ
十二年ニ
武後
ハ
武後
来ル
五

渡ル事ハ
出船ニ
仰出ニ
寧安ニ
武後ハ
風説ニ
ニ
廟ニ
ニ
皆ニ
武後ニ
新宮ニ

有之候事ニ付大御目付ニ被仰付候ハ一
行成敗ニ名目ハ無之候ハ一段ニ成り
十ヶ条ニ成り肝要ニ成り勇ハ和戦ニ利
害有之ハ和ハ和議ニ成り和議ハ
ニ成り成ハ成ハ事ニ成り
後言ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
ニ成ハ成ハ成ハ成ハ和議ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
神武勇ニ成ハ一旦成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ言葉ハ

六

皇国ハ人情ハ頗ハ成ハ成ハ
一旦成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
第一ハ

一廟議ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ浦ハ成ハ大婦合ハ　作出ハ成ハ成ハ
町人ハ成ハ成ハ

神国ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
本文ハ合ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ成ハ
易明了ハ成ハ成ハ成ハ成ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今之用ゐる撞剣者練磨神妙之者
中又撞剣家　神田と長敬と
試合し撞剣ゐ知ると雖も抽れ優劣なく
既行道知夫戦艦流儀と異利ゐる所論
外夫ゐ偏ゐ心能撞ゐ思ふ事
ゐ是ゐ知ると雖も戦艦流
儀ゐ偏ゐ偏ゐ彼今夫人偏ゐ
只偏ゐ偏ゐ侵ゐ偏ゐ上偏ゐ
ゐ偏ゐ我性事ゐ十年ゐ撞ゐ論
隔ゐ他人撞隔ゐ論ゐ到
我長敬ゐ彼ゐ

八

旋ゐ所ゐ制し撞今ゐ宮ゐ或ゐ部
法ゐ如ゐ電光石火ゐ如ゐ無戦ゐ彼夫
滅ゐ麾ゐ中ゐ神ゐ
武ゐ二人撞剣ゐ二技ゐ海鹿ゐ
ゐ技ゐ技ゐ今ゐ華ゐ或い華
法ゐ試合ゐ一ゐ新
撞ゐ偏ゐ今ゐ剣ゐ郷
必業ゐ違ゐ技ゐ技ゐ
ゐ技ゐ撞剣ゐ偏ゐ
生雖不剣ゐ基撞ゐ彼今

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

一流殿様疫癘流行遠近共に難儀仕候
ゆえ 当流法義弘め精々研究致し
候 当流法義弘めの儀ハ偏に
本願寺様九代目蓮如上人様御
教化の儀ハ専ら利益を御示
教化遊ばされ候ハ
ばかりにて御出ハ
流ハ遠近に広まり門徒
多流に成り候事ハ
以前ハ一向宗と唱へ
流ハ専ハ念仏を
数ヶ所に一寺
多流ハ雷鳴烽火を
材木を減じ
下ハ遍ク大神宮
ハ御用ハ
ハ御材木
御用材
御用材
病人三人
下ハ
一流領新潟屋
材木を減じ
下ハ遍ク大神宮
ハ御用ハ
ハ御材木
御用材
御用材
病人三人
下ハ
一流領新潟屋

元文十三戌年

年々海岸之場所行き地之波打ち
高潮之時城下町人数家財
舟船等之時城下町人数家財
金銀諸雑物之人数家財之費
自然と出来之出来事
と相成り候ハ人を撰み
士農工商之撰を以
いろ〳〵之命令之家
取出之者ハ合力
之内ハ平生之撰を以

十二

当時之人数家財〳〵
〳〵ハ平生より人を撰
毛成を以平生之武
士ハ城下海辺
之内ハ右之通撰
実成通り仕方も一
士ハ海辺和歌
家風士ハ一概
之ハ平生
九月廿七日

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『水府公献策 : 2巻』 請求記号 210.58-To425s　ガラス使用